

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱

制定	平成25年	4月	1日	市長決裁
改正	平成26年	4月	1日	市長決裁
改正	平成27年	3月17日		中央区まちづくり推進課長決裁
改正	平成29年	3月22日		中央区長決裁
改正	平成30年	5月16日		市長決裁
改正	令和2年	4月	1日	中央区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央区における地域住民の主体的な地域課題の解決や地域コミュニティの活性化への取り組みを支援し、もって安全で安心して暮らすことのできる、持続可能な自主自立のまちづくり活動の推進を図るため、地域の団体等に対し、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、中央区において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する団体であって、別表に定める補助対象団体の要件のほか、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体及びその構成員が次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの
 - イ 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない暴力団員等
 - ウ 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとは判断した団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金審査会（以下「審査会」という。）に諮り、特別の定めをすることができる。

(補助対象事業)

第3条 補助金は、地域魅力アップモデル事業及び地域課題対応事業の二つの種類に分けて募集することとし、補助対象事業は、熊本市中央区の地域住民等が行う自主自立のまちづくりを推進することに寄与するもので、補助対象期間終了後も引き続き活動の継続が見込まれる事業であって、別表に掲げるものとする。ただし、当該事業が本市における他の補助金若しくは交付金（校区自治協議会運営補助金交付要綱（平成17年4月1日制定）第1条の補助金を除く。）を受けている場合又は受ける予定の場合は除く。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費、補助金の上限額等は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、審査会に諮り特別の定めをすることができる。

2 補助の対象となる期間は、第7条の規定による決定をした日から当該決定をした日の属する年度の末日までとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付の申請を行おうとする補助対象団体の代表者は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書（様式第1号）を事業実施前に別に定める日までに市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならないこととする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 団体概要書（様式5号。熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成16年7月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体並びに町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内自治会等以外の団体（以下「校区自治協議会等以外の団体」という。）に限る。）
- (5) 役員名簿（様式6号。校区自治協議会等以外の団体に限る。）
- (6) 構成員名簿（様式7号。校区自治協議会等以外の団体に限る。ただし、構成員名簿に準ずる名簿を作成している場合は、その名簿の提出をもってこれに代えることができる。）
- (7) 規約、定款その他これらに類する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付の制限）

第6条

1 この要綱に基づく補助金の交付は、一団体につき、一の年度に一回を限度とする。

2 地域課題対応事業は、同一の団体が連続する二の年度において、補助金の交付を受けることはできないこととする。

（審査及び交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を確認し、補助対象事業を決定するため、別に定める審査会に諮るものとする。

2 市長は、審査会の結果に基づき、補助金の交付又は不交付について決定し、交付を決定したときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書（様式第8号）、不交付を決定したときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金不交付決定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知を行うものとする。

（事業変更の申請等）

第8条 第6条第2項の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金補助事業計画変更申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合は、その内容を審査し、これを承認することとしたときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付取消・変更通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知することとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から30日を経過する日（その日が交付決定を受けた年度の3月31日以降の日となるときは、当該3月31日）までに、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書（様式第12号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業報告書（様式第13号）
- (2) 収支決算書（様式第14号）

- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定するものとする。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。

- 2 補助金の交付の確定については、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、前項に規定する通知書に理由を付して通知することとし、補助事業者が既に補助金の交付（概算交付を含む。）を受けている場合は、直ちにその返還を請求することとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとし、前条の規定による交付の確定の通知を受けたものは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付請求書（様式第16号）に補助金交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならないこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の遂行上必要があると認められる場合は、一括又は分割して補助事業の完了前に概算額を交付することができることとする。
- 3 前項の規定による概算額の交付を受けようとする補助事業者は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならないこととする。
- 4 前項の規定による概算額の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、概算額の交付を決定したときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書（様式第18号）により当該補助事業者に通知するものとする。
- 5 概算額の交付を受けた補助事業者は、第10条の規定により確定された補助金の額が当該概算額に満たない場合は、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならないこととする。

(事業報告等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、事業の進捗状況等に関する聴取、及び事業報告会への出席を求めることができることとする。

(調査及び是正措置)

第13条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、事業に関する資料の提出を求めするなど、必要な調査を行うことができることとする。

- 2 市長は、前項の調査により不適正な事項があったときは、補助事業者に対し、その是正の指導、交付決定の取消しその他の必要な措置をとることとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができることとする。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。
- (2) 補助事業の実施を中止したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第2条の補助対象団体の要件を満たさなくなったとき。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金返還通知書（様式第19号）により当該補助事業者に通知を行うこととし、当該補助事業者が既に補助金の交付（概算交付を含む。）を受けている場合は、直ちにその返還を請求することとする。

(雑則)

第15条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に作成されているこの要綱による改正前の熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱の規定に基づき作成された申請書及びその他の書類は、この要綱の相当規定により作成し、提出されたものとみなす。

別表（第2条・第3条・第4条関係）

種類	要件等
地域魅力アップモデル事業	<p>1 補助対象事業 地域の理解の下に行う次のいずれかに該当する事業であって、中央区において先進的、模範的な特性を有する事業</p> <p>(1) 地域活動の負担軽減が図られる事業</p> <p>(2) 生きがいを生み出すことを目的とした地域活動につながる事業</p> <p>(3) お互い様で支えあう地域づくりを進める事業</p> <p>(4) (1)から(3)までのほか、公益的な事業で市長が認める事業</p>
	<p>2 補助対象期間 交付の決定をした日から当該決定をした日の属する年度の末日まで</p>
	<p>3 補助対象団体</p> <p>(1) 熊本市校区自治協議会に関する要綱第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体</p> <p>(2) 町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内自治会等</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、中央区において地域コミュニティ活動を行う団体（組織の運営に関する会則等があり構成員が5人以上の団体に限る。）</p>
	<p>4 補助対象経費 補助事業の実施に要する次の経費</p> <p>(1) 報償費</p> <p>(2) 研修費</p> <p>(3) 印刷製本費</p> <p>(4) 消耗品費</p> <p>(5) 通信交通費</p> <p>(6) 備品購入費</p> <p>(7) 借上料</p> <p>(8) 委託料</p> <p>(9) (1)から(8)までのほか、これらに準じる経費であって市長が特に必要と認めるもの</p>
	<p>5 補助率等 同一の事業について、連続する3箇年度を限度として補助金の交付の申請をすることができる。各年度の補助率は、次のとおり。</p> <p>1年目 補助対象経費 の3分の2</p> <p>2年目 補助対象経費 の2分の1</p> <p>3年目 補助対象経費 の3分の1</p>
	<p>6 補助上限額 100万円以内（補助金の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）</p>
地域課題対応事業	<p>1 補助対象事業 地域住民が主体的かつ継続的に行う次のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 住民の身近な課題を解決する事業</p> <p>(2) 地域における従来の取組みを発展させる事業</p>
	<p>2 補助対象期間 交付の決定をした日から当該決定をした日の属する年度の末日まで</p>
	<p>3 補助対象団体</p> <p>(1) 熊本市校区自治協議会に関する要綱第5条の規定により登録した校区自治協議</p>

<p>会及びその構成団体</p> <p>(2) 町内自治振興補助金交付規則第2条に規定する町内自治会等</p> <p>(3) (1)(2)のほか申請の前年度において当該事業による補助金の交付を受けていない団体</p>
<p>4 補助対象経費</p> <p>補助事業の実施に要する次の経費</p> <p>(1) 報償費</p> <p>(2) 研修費</p> <p>(3) 印刷製本費</p> <p>(4) 消耗品費</p> <p>(5) 通信交通費</p> <p>(6) 備品購入費</p> <p>(7) 借上料</p> <p>(8) 委託料</p> <p>(9) (1)から(8)までのほか、これらに準じる経費であって市長が特に必要と認めるもの</p>
<p>5 補助率</p> <p>補助対象経費の2分の1</p>
<p>6 補助上限額</p> <p>20万円(補助金の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)</p>